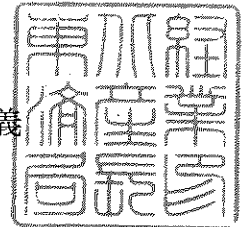


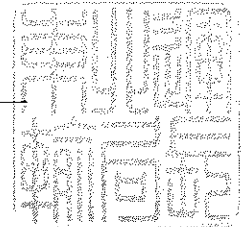
20130531 東北第 37 号
東自貨第 71 号
平成 25 年 6 月 13 日

一般社団法人東北経済連合会
会長 高橋 宏明 殿

東北経済産業局長 山田 尚義



東北運輸局長 長谷川 伸



軽油価格高騰下における適正取引推進に関する緊急協力要請について

原油及び軽油の価格の最近の動向については、昨年末より、高い水準で推移しており、トラック運送業をはじめとして価格高騰分を円滑に転嫁する対策が喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」を発出し、トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、トラック協会による様々な取組を喚起することといたしました。

また、適正取引の推進及び安全運行の確保に向けて、荷主と協働の下、運行条件などに係る重要事項について書面化を推進することとしており、円滑、迅速に書面化の実施を図り、実効性を確保するべく、関係省令等の改正とともに「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の策定を予定しています。

荷主及びトラック事業者間の適正取引に向けては、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等を活用するとともに、経済産業省及び国土交通省の参加の下、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」において、サーチャージ導入や契約の適正化などについて協議を進めておりますが、貴団体傘下の会員各社に対し、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」及び「書面化の推進について」を周知頂き、所要のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。



国 自 貨 第 2 号
平成25年4月11日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けて
の取組について

国土交通省においては、従来より、トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向け、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を発出・徹底するとともに本省・地方運輸支局等に「適正取引相談窓口」を設け、貨物自動車運送事業者の相談に応じる等対策を進めてきたところである。

また、荷主等の協力を得るため関係団体への要請を行うとともに、トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を設け、荷主等及び貨物自動車運送事業者の間の適正取引の推進を図っているところである。

今般、最近の軽油価格高騰の進展に伴い、中小貨物自動車運送事業者を含め、その燃料サーチャージの導入を一層強力に進めていくべく、公正取引委員会と連携し、別添「燃料サーチャージ導入促進に向けてのトラック協会の取組例について」をまとめたところ、各都道府県トラック協会とも協力の上、取組を進められたい。

なお、当省においても、今後、適宜荷主関係団体に本通達内容を含め、協力を要請していく予定である旨申し添える。

「燃料サーチャージ導入促進に向けてのトラック協会の取組例について」

以下の取組は、中小貨物自動車運送事業者において、燃料サーチャージ導入を行うにあたり、協会の取組として有用なものと思料されるところ、適宜取組む必要がある。

なお、これらの行為は、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなこと（参考参照）のない限り、独占禁止法上問題とならない。

- (1) トラック協会が、国土交通省作成の「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」と同様の燃料サーチャージ導入事例を作成し紹介すること。
- (2) トラック協会が、パンフレットやポスター、新聞広告等において、下記のとおり、荷主や消費者にPRするために、具体的な価格、支払条件等の取引条件自体の内容を記載することなく、燃料サーチャージの導入を直接的に呼びかけること。

(広告文例) トラック運送事業者は、燃料を軽油に依存しており、燃料費は運送経費の中でも大きなウェイトを占めています。私たちは徹底した省エネをはじめとした必死の努力をしておりますが、まさに事業存続の危機に立たされています。燃料サーチャージは国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスを維持するために不可欠なものです。
どうか燃料上昇分追加負担に係る皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
- (3) トラック協会が、セミナー、広報誌等で中小の事業者が荷主に対して交渉する際のポイントや導入交渉の事例を紹介すること。
- (4) トラック協会が、貨物自動車運送事業者から燃料サーチャージ導入にかかる相談があった際、適切な専門家(中小企業診断士等)の紹介を行うこと。
- (5) トラック協会が、燃料サーチャージの導入希望のある貨物自動車運送事業者と導入したい取引先荷主に声をかけ、両者が個別に直接話合いできる燃料サーチャージ導入協議の場を設置すること。

(6) トラック協会が、貨物自動車運送事業者が希望する場合において、貨物自動車運送事業者から交渉を行いたい荷主に対する燃料サーチャージ交渉書類をとりまとめ、関係荷主団体（経済団体、商工会議所等）へ送付し、荷主への連絡手配を依頼すること。

また、トラック協会が、貨物自動車運送事業者から受け付けた交渉書類の内容を確認し、交渉に適した書類となっているか否かについて、貨物自動車運送事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に応じたアドバイス（※）を行うこと。

(※) ここで言うアドバイスとは、燃料サーチャージの価格水準等の取引条件に関するものではなく、貨物自動車運送事業者が個別に設定した価格を前提として、要請の説明が原価計算等の観点から適切なものであるかを確認するという意味である。

【問題となり得る事例】

○トラック協会が、会員事業者が供給する役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うこと。

○トラック協会が、値上げ率や値上げ幅を決定すること。

○会員事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、トラック協会で行い、又は会員事業者に共同して行わせること。

トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの策定について

トラック運送業の現状と課題

規制緩和後の競争激化

<新規参入の増加>

- 事業者数 4万社→6万2千社
- 新規参入の9割が保有車両数5台の零細事業者

<運賃の低下>

- 規制緩和後、運賃は一貫して低下
- 消費者余剰(規制緩和によるメリット)は3.5兆円

不適正な取引の広がり

<独占禁止法(物流特殊指定)・下請法の適用>

- 平成16年4月～
- 荷主、元請、下請の取引について優越的地位の濫用を防止する措置の適用

<不適正取引の実態>

- 荷主、元請から下請までの多層化の進行(5、6次取引など)
- 法令違反の顕在化(勧告:10件、警告:サービス業の40%)

注)独占禁止法(物流特殊指定)は荷主と運送業者間、
下請法は運送業者間の取引を対象とする。

トラック運送業における適正取引推進ガイドライン策定の意義

関係者間における問題認識、
ルール等の共有化

中小企業の成長力
底上げ

荷主との
パートナーシップ
の推進

取引上の問題点と望ましい取引形態

項目	買ったとき	代金減額	運送内容の変更	その他
問題となる 行為類型例	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の運送内容を考慮しない一律一定率の引下げ ○荷主等が自らの目標額、予算額等を基準として一方的に運賃設定 ○燃料費の上昇等輸送条件の変化にかかわらず低い運賃に据置き ○特定の事業者を差別的に取扱い、低い運賃設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「協力金」「協賛金」等の名目による減額 ○運送中の破損を理由に損害額以上に減額 ○荷主等による高速料金の未払い ○無理な到着時間を設定し、遅延を理由に減額 ○荷主等が取引先から製品の代金を減額されたことを理由に運賃を減額 	<ul style="list-style-type: none"> ○積載量の追加に対する追加費用の未支払い ○出発・到着時間の変更に対する、所要の高速料金等の未払い ○運送とは関係のない労務作業に従事させたにもかかわらず費用を未払い ○荷主等から運転手に対する運行等の直接指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○運賃の支払遅延(60日を超える遅延) ○荷主等が自社の物品の購入、関連会社の損害保険への加入等を強制 ○公正取引委員会に不適正取引を知らせたことを理由に取引を停止 ○契約を書面化せず、携帯電話による口頭のみで運送依頼
望ましい 取引慣行 と 実例	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ輸送条件の具体的内容を合意・書面化 ○トラック運送業者が原価に基づく見積書を提示し、荷主等との十分な協議により運賃設定 ○比較的簡易に算出できる「原価計算マニュアル」を作成し、運賃協議に活用 ○燃料サーチャージ制を導入し燃料費について原価計算を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○支払条件、事故発生時の責任の所在・賠償内容等についてあらかじめ協議・合意 ○高速料金の利用条件、負担条件について書面により明確化 ○配送量の増加など運送コスト削減に向けたデータを運送業者が開示し、コストダウン ○現場における契約書等のチェックなど定期監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○荷主の都合で生じた待ち時間に対する適切な費用負担 ○試行的な業務実施(トライアル)による、見積りの適正化 ○運行管理・配車システムの構築による運送内容の変更に対する迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての支払いを月末締め翌月払いとする ○スポット取引について一定のフォーマットを決め運送依頼書が作成しやすいようシステム化

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の取組み

昨年度の取組み 23年度

トラック運送取引に係る5項目の課題について、地方運輸局で事業者ヒアリング等を実施し、パートナーシップ会議の議題として取り上げ、課題解決に向けた検討を行った。

※各地方、5項目のうち2項目について議論。東北は②と③について検討した。

<課題>

- ①長時間にわたる手待ち時間の発生
- ②契約に基づかない付帯作業の要求
- ③契約書面の不交付
- ④一方的な運賃減額
- ⑤協賛金等の要請

本省パートナーシップ会議 H24. 8

地方パートナーシップ会議の検討結果を踏まえ、本省パートナーシップ会議において、個別課題に関する具体的な改善方策等の検討を行い、結果のとりまとめを行った。

書面契約の推進が急務 H24. 9~

書面推進に係るヒアリング実施(全国140社程度の事業者)

書面契約義務化 24年度内

年度内の地方、本省パートナーシップ会議において、書面契約の義務化等について議論・決定

書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

(省令、ガイドライン等を準備中)

これからのトラック事業者のルール

- ・運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項を示す書面(運送引受書)を、運送行為前に、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
- ・運送申込者に交付した書面は1年間保存してください。

安全と適正取引のために!! ~これから~



- 運送引受書**
- ① 運送委託者
 - ② 委託日、受託日
 - ③ 運送日時
 - ④ 運送品の個数、車種・台数
 - ⑤ 運賃、燃料サーチャージ
 - ⑥ 附帯業務内容

附帯業務内容、運賃、料金の記載も問題ないし、運送引受書をメール送信!

運送指示書に反映し、ドライバーに連絡。

業務の効率化

予定通り運送完了! 今日も家族と一緒に夕食が食べられるな(^_^)



荷主・元請・利用運送事業者に求められること

- | | |
|---|---------|
| 1 | 十分な意思疎通 |
| 2 | 運送状の提供 |
| 3 | 安全運行支援 |

適正運賃・料金收受



国土交通省

安全と適正取引のために！！

～今まではこんなこともあった～



本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- 所管運輸局自動車交通部貨物課
- 所管運輸支局
- (公社)全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会

※今年の夏には関係のセミナーやモデル事業などが予定されています。

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。

Q & A

Q. 書面化を、今進めることでどのような効果が期待されるのか。

A. 安全運行阻害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の收受について効果が期待されます。

また、消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入についても効果が期待されます。

Q. 荷主等に運送状を確実に発出してもらえるか。

A. 荷主等からの書面（運送状）の発出については、これを確実にするように標準貨物自動車運送約款における荷主等の義務とするとともに、通達や要請によりこれを徹底していきます。

Q. 運賃・料金の適正収受到に効果があるのか。

A. 約款等において、荷主等からの運送状に運賃・料金を記載することとします。また、運賃や附帯料金等の位置付けを明確にする等により、適正収受への効果が期待されます。

Q. 書面化の実施には準備等の時間が必要となるが、施行はいつか。

A. 年度内の施行を予定しています。トラック事業者の準備を支援していくべく国及びトラック協会によるセミナー等を夏に予定していますので活用して下さい。

Q. 運送引受書を交付しなかった場合は処分されるのか。

A. 施行をもって直ちに処分基準を策定するのではなく、当分の間は全てのトラック事業者が「書面をだすこと」を定着させるための期間と考えており、この間もガイドラインや事例を用いて書面化を推進することとしています。

Q. ガイドライン掲載の基本様式は標準様式なのか。

A. ガイドラインの様式は、どのような事業者においても共通に使用できるものですので予めメール等に入力しておくとう便利です。なお、必要記載事項が網羅されていれば標準様式以外のものであっても問題ありません。